

## 措置入院者等の退院後支援について

## 1 経緯

平成30年3月27日に厚生労働省より、各自治体が可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後支援の具体的な手順を整理した、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が通知された。※別紙「参考資料1」参照

これを受け、新潟県、新潟市でそれぞれ「措置入院者等の退院後支援マニュアル」を作成し、新潟市では平成30年8月1日から運用を開始した。※別紙「資料3-2」参照

## 2 対象者

新潟市が措置診察を実施し、措置入院となった者等で、支援の同意が得られた者。

## 3 支援内容

入院中に、医療機関が行う退院後支援のニーズに関するアセスメントをもとに、本人、家族、支援関係者の意見等をふまえ、新潟市が退院後支援計画を作成する。

計画の作成にあたっては、本人、家族を含めた個別ケース検討会議を実施し、退院後は、退院後支援計画に基づき、各機関がそれぞれ支援を行う。

退院後支援計画に基づく支援は6ヶ月以内とし、支援期間の延長は原則1回（6ヶ月）とする。

## 4 診療報酬について

平成30年4月の診療報酬改定において、自治体の行う退院後支援と連携した場合の評価が新設された。※別紙「参考資料1-2」参照

## 5 実施状況（1月末現在の状況）

	対象者	計画策定 済み件数	同意確認を 行った人数	本人同意	本人同意 せず	面会・ 訪問件数	カンファレ ンス件数
新潟市 (H30.8.1～ H31.1月末)	41	9	34	22 (65%)	12 (35%)	52	27

・対象者内訳：H29年度4人（措置入院→医療保護入院継続中）

H30年度37人（措置入院）

・面会や訪問、カンファレンス件数には、本人が同意しなかった者の件数も含む。